

温泉供給に関する本件契約は、別荘地売買契約に付随する契約である。付隨契約について温泉供給を受ける側が更新権を有するか否かにつき、本判決は、別荘地購入者にとつて温泉供給を受けることが別荘地購入の前提であるいは主要なメリットであるか否かという観点から検討を加えてこれを肯定したものである。すなわち、主たる契約の目的にとつて付隨契約が重大な影響を有していることが重視されたのである。

同一当事者間において複数の契約が同時に締結された場合において、付隨契約上の債務不履行が主たる契約の解除事由となるか否かという問題について、近年注目すべき最高裁判例が出された。この事案は、リゾートマンションの売買契約と同時にスポーツクラブ会員権契約が締結された場合に、屋内ブールの完成の遅延を理由として、買主が民法五四一条に基づいてしたマンションの売買契約の解除の効力が争われたものであるが、上告審（最高判平八・一一・二民集五〇巻一〇号二六七三頁、判タ九二五号一七二頁、裁時一一八三号五頁、判時一五八五号二一頁ほか）は、解除することができるとした。

東京都内に土地を所有するA（原告Xの伯父）は、もともと一筆であった土地を、昭和三七年から昭和四二年にかけて、順次八〇一一

なる場合には、それを理由として主たる契約の解除が認められたが、本判決は、付隨契約の更新権の有無という、異なった局面において、同様に、付隨契約の存続が主たるもので紹介する。

（企画調整部調整第一課長）

## 最近の判例から (10)

### 位置指定道路の通行権

（東京地判 平一三・一・一七 判タ一〇七四一一九六） 小松 章剛

分筆及び遺贈によつて袋地となつた土地に隣接する位置指定道路について、囲繞地通行権は認めなかつたものの、人格権に基づき、自動車通行を含む通行権を認めるとともに、右通行権に基づく妨害排除・予防請求を認めた事例（東京地裁平成一三年一月一七日判決控訴 判例タイムズ一〇七四号一九六頁）

二〇三）を受けた。

Aは、昭和四六年四月死亡し、八〇一二六の土地（アパートを含む。）はXに、八〇一六及び八〇一二七の土地はYに遺贈され、分筆で残つた八〇一三の土地はBに相続されたことにより、八〇一二六（X所有地）は袋地となつたが、八〇一三の西側部分で幅約一mの空地（以下、

「西側空地」という。)を通路として使うほか、本件位置指定道路も、自動車等で通行していた。

その後、本件位置指定道路(本件土地)上に、Yや、Yの所有する店舗の賃借人らが、自動車を駐車したり、花壇や鎖を設置するなどし、Xらの通行に支障をきたすようになつたことから係争となつた。

Xは、①本件土地について、囲繞地通行権及び道路位置指定に基づく自由通行権の確認、②囲繞地通行権ないし自由通行権に基づく妨害排除請求として、Y居宅建物の越境部分、壙、花壇、鎖等の撤去、③囲繞地通行権ないし自由通行権に基づく妨害予防請求として、一切の工作物の設置、又は自動車等の駐車等の禁止を求めて訴えを提起したものである。

これに対し、Yは、八〇・二六の土地上のアパートの入口が西側にあることや、公道に通じる西側空地の利用状況等から、囲繞地通行権の成立するのは西側空地であるとし、車両駐車により通行を妨害したことではなく、花壇や鎖等についても、移動、取り外しの可能なもので、Xの妨害排除及び妨害予防請求は理由がないと主張した。

## 二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断

を下した。

(1) 囲繞地通行権については、分筆や遺贈の経緯によつて、本件土地は袋地になつたもので、民法二二三条により、Xは囲繞地通行権を有するが、本件建物の構造や、西側空地の通路の機能、本件位置指定道路の利用状況等に鑑みると、西側空地が、原告にとって公路に出るための通行上最低限の必要を満たすものであり、したがつて、囲繞地通行権を有する者は、本件位置指定道路ではなく、西側空地であると認められる。

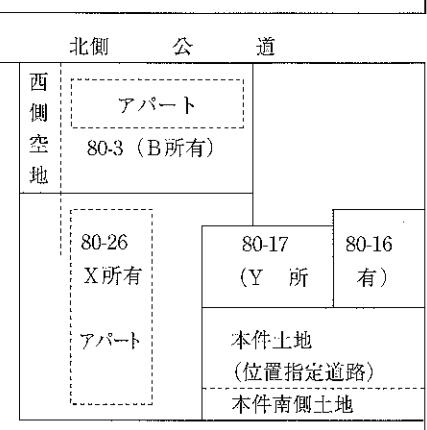
(2) 本件土地の通行権について、最高裁判決(最一小判平九・一二・一八 民集五一一〇四二四一判時九五九一五三)の要件に照らし、現実の開設状況、日常不可欠の利益、通行利益を上回る著しい損害について

検証すると、Xのみならず、本件土地に面して生活する者にとって、本件土地を自動車で通行することが日常生活上不可欠となつております、とりわけXは、身体障害者一般の認定を受けており、本件土地を自動車で通行することが不可欠の利益であることから、Xは、人格権に基づき、自動車による通行を含めて、本件土地を通行する権利を有するものと認めるのが相当である。

## 三 まとめ

私道の通行権に関する判例は数多く、本誌においても、上述の最判例(No.四〇一九九八・〇六)や、二項道路について、最判(平一二・一二七 No.四六二〇〇〇・六)、東京高判(平一一・一二・一六 No.四七二〇〇〇・一)等がある。建築基準法二条一項五号に基づく、いわゆる位置指定道路は、本来的には、一般の通行に供するという観点よりもむしろ、建物の利用、防災の面から規定されているものであり、実態として道路の形態を備

(別図)



えているものにつき、同法上の道路として認めようとするものである。本判決は、位置指定道路の通行権に関する最高裁の判例を踏まえ、個別の事情を詳細に検証したうえ、徒步、二輪車等の通行権のみならず、自動車による通行権を人格権として認め、通行の妨害排除並びに予防排除請求についても、緊急時の避難、通行を要件として認めた点が今後の参考になろう。

(調査研究部長)

## 最近の判例から (11)

### マンションの老朽化による建替え決議

(大阪高判 平一二・九・二八 判時一七五三一六五) 村川 隆生

建築後約三〇年を経過したマンションの建替え決議が五分の四以上の圧倒的多数の賛成により成立したが、建替えに異を唱える非参加者らが建替え決議の無効を求め、他方、買受指定者が、非参加者らに対し売渡し請求に係る登記手続及び建物の明渡しを求めた事案において、決議は区分所有法六二条一項所定の実体的決議有効要件を具備しているとして、建替え決議を有効であるとした事例

(大阪高判 平一二・九・二八判決上告(上告棄却))

多数の賛成を得て成立し(区分所有者数は合計二六〇名余)、同時に買受指定者としてZが指定された。

なお、本決議は各棟ごとにされたが、あくまで団地内の全棟の一括建替えを内容とし、かつ、各棟で同一の決議が成立することが条件とされていた。

同年八月に買受指定者Zが決議への非参加者Xらに対してその所有区分建物の時価による売渡しの請求をした。これに対し、建替えに異を唱えるXらが、決議に賛成した区分所有者Yらを相手に建替え決議の無効確認を求めた。一方、ZがXらに対し売渡し請求にかかる区分建物の所有権移転登記手続及び同建物の明渡しを求めたものである。一審は、Xらの請求を棄却したので、Xらが控訴したのである。

Xらは、建替え決議が、法六二条一項所定ごとに建替え決議が五分の四以上の圧倒的